

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて (水質規制部会報告の概要)

ほう素等3項目に係る排水基準と経過

平成13年7月 国は、水質汚濁防止法に基づき、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」(以下「ほう素等3項目」という。)に一律排水基準を設定
ただし、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難な業種に暫定排水基準を設定
平成16年7月、平成19年7月、平成22年7月に暫定排水基準を改正し、現在15業種に設定
平成14年3月 府は、法に基づく一律排水基準設定を受けて、上乗せ条例、生活環境保全条例の排水基準を設定
ただし、一部業種に暫定排水基準を設定
平成17年4月、平成20年4月に暫定排水基準を改正し、現在、24業種に設定
現行の暫定排水基準は平成23年3月31日で適用期限を迎える

【ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく一律排水基準】

項 目			排水基準			<参考> 環境基準
			法対象事業場		条例対象事業場	
			水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例	
ほう素及びその化合物	陸域への排出	上水道水源地域	10mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
		その他の地域			10mg/L	
	海域への排出		230mg/L	10mg/L	10mg/L	
ふっ素及びその化合物	陸域への排出	上水道水源地域	8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
		その他の地域			8mg/L	
	海域への排出		15mg/L		15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域		100mg/L	10mg/L	10mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L
		その他の地域・海域			100mg/L	

(参考) 審議経過等

H22.5.14 大阪府知事から環境審議会へ諮問(水質規制部会を設置)
H22.7.14 第1回水質規制部会
H22.8.6~H22.9.6 パブリックコメント手続き実施
H22.10.1 第2回水質規制部会
H22.12.1 環境審議会に部会審議結果を報告

経過措置の見直しの考え方

- 考え方1: 上水道水源地域では、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定基準を廃止
- 考え方2: 上水道水源地域以外の陸域(その他の地域)の公共用水域については、原則として、法の基準を適用するが、上乗せ条例による基準強化も検討
- 考え方3: 海域については、公共用水域の保全の観点や事業者の負担の公平性を考慮して、陸域(その他の地域)に適用する基準と同様の基準を適用
- 考え方4: 生活環境保全条例に基づく届出事業場に適用する暫定基準については、法対象の特定事業場と同様の排水基準を設定
- 考え方5: 今回設定する暫定基準については、一定の適用期間の設定及び適切な見直しを実施

上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置の見直し結果 条例の暫定基準設定業種数 24業種 17業種

上乗せ条例に基づく暫定排水基準

上水道水源地域(既設事業場のみ暫定排水基準適用)

項 目	業 種	暫定排水基準		上乗せ基準	法暫定排水基準	法一律排水基準	
		単位: mg/L					
		H23.3.31まで	H23.4.1から				
ほう素	電気めっき業	2	廃止	1	50	10	
ふっ素	旅館業	15	15	-	50	8	
アンモニア等	畜産農業	900	900	10	900	100	
	下水道業	20	20		-		
	食料品製造業	日平均排水量30m ³ 未満のもの	100	100	-		
		日平均排水量30m ³ 以上のもの	40	20	-		
	金属製品製造業	日平均排水量30m ³ 未満のもの	100	廃止	10		-
		日平均排水量30m ³ 以上のもの	25				
し尿処分業	化学処理を行うものを除く	20	20	10	-		
	化学処理を行うもの	30	30				

注)「廃止」は、暫定排水基準を廃止し、上乗せ基準1mg/L又は10mg/Lをそれぞれ適用することを示す。
水濁法施行令及び廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令(昭和49年)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、温泉を利用するものに限る。

生活環境保全条例に基づく暫定排水基準

法や上乗せ条例に基づく暫定排水基準の見直しに合わせ、9業種で廃止、8業種で強化

適用期間 平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間) 猶予期間は設定しない。

その他の地域

単位: mg/L

項 目	業 種	暫定排水基準 (mg/L)		法暫定基準	法一律基準
		H23.3.31まで	H23.4.1から		
ふっ素	ほうろう鉄器製造業	15	廃止	15	8
	うわ薬製造業	15	廃止	15	
	電気めっき業	15	15	50	
	旅館業	15	15	50	

上記4業種はいずれも日平均排水量30m³以上50m³未満のものに限る

海域

ほう素: 9業種(ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業、電気めっき業、金属鉱業、粘土かわら製造業、貴金属製造・再生業、ほう酸製造業、下水道業、旅館業)

現行暫定基準を延長して適用

ふっ素:

単位: mg/L

項 目	業 種	暫定排水基準 (mg/L)		法暫定基準	法一律基準
		H23.3.31まで	H23.4.1から		
ふっ素	ほうろう鉄器製造業	15	廃止		15
	うわ薬製造業	15	廃止		
	電気めっき業	15	15	50	15
	旅館業	15	15	50	

上記4業種はいずれも日平均排水量30m³以上50m³未満のものに限る